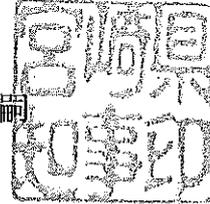


215-1080

令和6年5月27日

宮崎県教育委員会 殿

宮崎県知事 河野 俊 嗣



県議会に提出する教育に関する事務に係る議案について（照会）

このことについて、下記のとおり議案を作成したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により意見を求めます。

記

1 議案名

議案第1号 令和6年度宮崎県一般会計補正予算（第1号）

議案第7号 教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

議案第9号 教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例

2 提出する県議会

令和6年6月県議会定例会

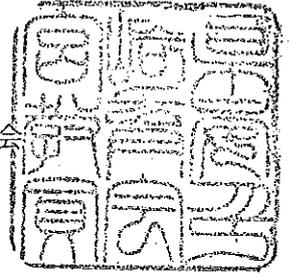
（文書取扱 財政課）

0150-1124

令和6年5月31日

宮崎県知事 河野 俊嗣 殿

宮崎県教育委員会



県議会に提出する教育に関する事務に係る議案について (回答)

令和6年5月27日付け215-1080で照会のあった標記については、異議ありません。

(文書取扱 教育政策課)

【議案第1号】令和6年度宮崎県一般会計補正予算（第1号）

○ 歳出予算課別集計表（教育委員会）

【単位：千円】

会計	所 属	補正額	補正前の額	補正後の額
一 般 会 計	教 育 政 策 課	0	3,273,575	3,273,575
	財 務 福 利 課	0	5,018,182	5,018,182
	高 校 教 育 課	63,154	3,677,314	3,740,468
	義 務 教 育 課	0	148,070	148,070
	特 別 支 援 教 育 課	0	875,210	875,210
	教 職 員 課	0	95,813,518	95,813,518
	生 涯 学 習 課	0	1,012,603	1,012,603
	ス ポ ー ツ 振 興 課	0	3,412,542	3,412,542
	文 化 財 課	0	794,306	794,306
	人 権 同 和 教 育 課	0	358,378	358,378
	合 計	63,154	114,383,698	114,446,852
特 別 会 計	財 務 福 利 課 (県 立 学 校 実 習 事 業)	0	231,079	231,079
	財 務 福 利 課 (育 英 資 金)	0	4,992,188	4,992,188
	合 計	0	5,223,267	5,223,267
	総 計	63,154	119,606,965	119,670,119

令和6年度6月補正歳出予算説明資料（目別総括表） 高校教育課

（単位：千円）

区分	令和6年度					令和5年度		
	補正前の額	補正額	財源内訳			補正後の額	当初予算額	最終予算額
			国庫支出金	その他特定	一般財源			
高校教育課 計	3,677,314	63,154	63,154	0	0	3,740,468	3,664,579	3,261,671
一般会計	3,677,314	63,154	63,154	0	0	3,740,468	3,664,579	3,261,671
（款）教育費	3,677,314	63,154	63,154	0	0	3,740,468	3,664,579	3,261,671
（項）教育総務費	3,574,740	49,566	49,566	0	0	3,624,306	3,533,172	3,127,474
（目）事務局費	2,904,898	26,480	26,480	0	0	2,931,378	2,980,649	2,459,720
（目）教育指導費	669,842	23,086	23,086	0	0	692,928	552,523	667,754
（項）高等学校費	99,640	13,588	13,588	0	0	113,228	126,873	129,663
（目）高等学校総務費	17,891	0	0	0	0	17,891	35,042	34,771
（目）教育振興費	71,313	13,588	13,588	0	0	84,901	80,995	84,505
（目）通信教育費	10,436	0	0	0	0	10,436	10,836	10,387
（項）社会教育費	2,934	0	0	0	0	2,934	4,534	4,534
（目）芸術文化振興費	2,934	0	0	0	0	2,934	4,534	4,534

目	事項					
	補正額	事項名	補正前の額	補正額	説明及び事業名	補正後の額
事務局費	26,480	一般運営費（教育庁共通）	105,551	26,480	教育庁共通事務に要する経費【物価高騰対策に伴う補正】 1 県立学校給食等緊急支援事業（国定額） 26,480	132,031
教育指導費	23,086	学力向上推進費	415,564	23,086	学力向上の事業に要する経費【国庫補助決定等に伴う補正】 1 ひなたDXハイスクール事業（国10/10） 10,000 [新] 2 「ひなたの学び」ハイスクール・ネットワーク構築事業（国10/10） 6,826 3 高校生グローバル・イノベーター育成支援事業（国10/10） 6,260	438,650
教育振興費	13,588	産業教育振興費	7,072	13,588	産業教育振興に要する経費【国庫補助決定等に伴う補正】 [新] 1 高校生有機農業実践事業（国10/10） 6,088 [新] 2 持続的な食料システムを担う次世代リーダー育成事業（国10/10） 7,500	20,660

新「ひなたの学び」ハイスクール・ネットワーク構築事業

高校教育課 6,826千円

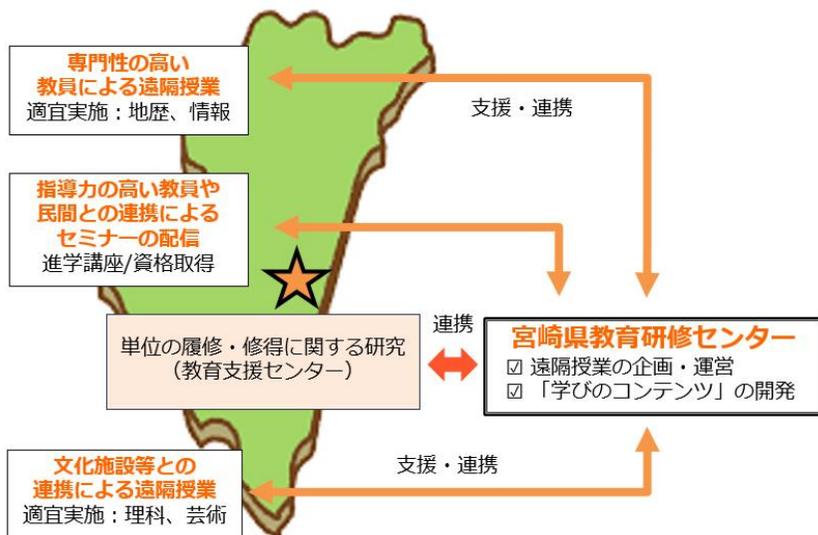
【財源：国庫】

事業の目的

県内いずれの高等学校に進学した生徒に対しても、生徒一人一人の個性や実情に応じて「多様な学習ニーズへの対応」が可能となるよう、遠隔教育や通信教育等を積極的に活用し、「共通性（柔軟で質の高い学び）を確保するための教育課程」に関する調査研究を行うための域内の学校間ネットワークを構築する。

事業の概要

(1) 事業内容



(2) 事業の仕組み 県

(3) 成果指標

遠隔授業や通信教育を通して「自ら学ぶようになった」と回答した生徒の割合

令和5年度 66.4% → 令和8年度 100.0%

① 遠隔教育（ライブ配信型）に関する取組み

- 柔軟で質の高い学びの機会の確保を目指した遠隔授業の実施
 - ☑ 専門性の高い教員や外部有識者によるテーマ別授業（地歴、情報）
 - ☑ 県内外の文化施設等と連携したテーマ別授業（理科、芸術）
- 学校・学科の垣根を越えた「探究的な学び」の機会の拡充
 - ☑ 多様な生徒と教員、外部有識者によるオンライン探究フォーラム（総合的な探究の時間）

② 通信教育（オンデマンド配信型）に関する取組み

- 多様な学習ニーズに対応する「学びのコンテンツ」の開発
 - ☑ 高い指導力を有する教員によるオンデマンド型セミナー（教科別講座）
 - ☑ 民間と連携したオンデマンド型セミナー（各種検定、公務員試験）
- 単位の履修・修得に関する研究
 - ☑ 多様なメディアを活用した通信教育に関する研究（通信制高校と連携）
 - ☑ 不登校支援を想定した通信教育に関する研究（県教育支援センターと連携）

事業の期間

令和6年度～令和8年度

新 高校生有機農業実践事業

高校教育課 6,088千円

【財源：国庫】

事業の目的

次世代農業に対応できる人材を育成するために、高鍋農業高等学校において有機農業に関する教育の充実と推進を図る。

事業の概要

(1) 事業内容

- ① 有機農業教育実習農場等整備事業 4,579千円
有機農業の実践および有機JASを認証取得するために必要な実習農場の整備を行う
- ② 有機農業教育研修事業 1,509千円
 - ア) 指導者確保および育成
有機農業指導員等の外部指導者を確保するとともに、教職員の指導力向上に必要な研修を行う
 - イ) 先進取組事例研究
有機農業に先進的に取り組んでいる事例について研究を行う（外部講師招聘、視察研修）

(2) 事業の仕組み

- ①②県

(3) 成果指標

- ・園芸科学科実習農場において有機JAS認証を新規取得する（令和6年度）
- ・有機農業に関する研修（視察研修、講習会等）の実施回数 令和5年度 1回 ⇒ 令和6年度 10回



事業の期間

令和6年度

新 持続的な食料システムを担う次世代リーダー育成事業

高校教育課 7,500千円
【財源:国庫】

事業の目的

産業界等との連携体制を構築・強化することによって、グローバルな視点をもった持続的な食料・農業に関する学びを充実させ、持続可能な食料システムの構築に貢献できる次世代リーダーを育成する。

事業の概要

(1) 事業内容

農林水産省「みどりの食料システム戦略」の4分野（調達・生産・加工流通・消費）における産学官連携型の教育プログラムを開発する。

①地域をフィールドとした学び

ア) 最新・最先端技術研修

イ) 全学科横断・協働型探究学習

(例) ・持続的な食料システムを実現するためのPBL

・農水省「みどり戦略学生チャレンジ」への取組

②グローバルな視点の学び（ヨーロッパ）

ア) 海外の農業・流通・食文化に関する学習

イ) 海外の学校との姉妹校締結による国際交流

(2) 事業の仕組み

県

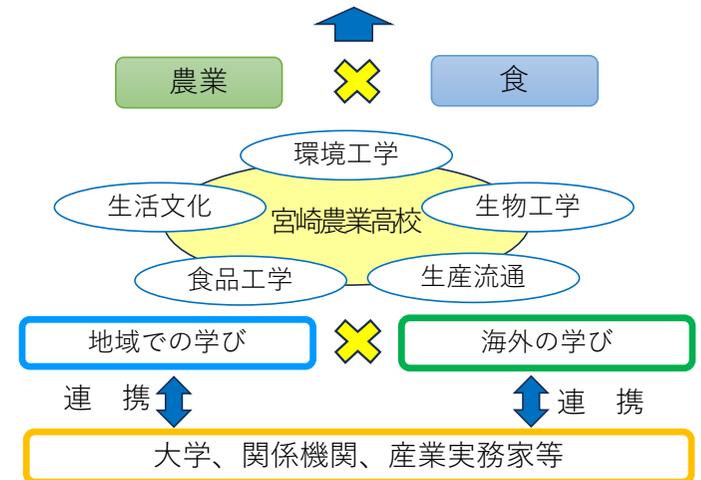
(3) 成果指標

・専門の学びを活かした進路を選択する卒業生の割合

令和3～5年度平均 46% → 令和7年度 70%

持続可能な食料システム構築の実現へ！！

高い専門性と幅広い視点を備えた、
農業や食料の持続性を創造できる人材



事業の期間

令和6年度～令和7年度

【議案第1号】令和6年度宮崎県一般会計補正予算（第1号、繰越明許費の追加）

スポーツ振興課

(1) 繰越明許費（追加）

（単位：千円）

課名	款	項	事業名	金額
スポーツ振興課	教育費	保健体育費	練習環境整備事業	491,000
計1事業				491,000

【議案第7号】 教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

スポーツ振興課

(1) 改正の理由

令和9年度に本県で開催される第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会に向け、県が整備を進めている宮崎県プール、宮崎県山之口陸上競技場及び宮崎県山之口投てき練習場（以下「プール等」という。）について、教育関係の公の施設としての使用料を定めるなど関係規定の改正を行うもの。

(2) 改正の内容

- ① 利用者が使用料を納める公の施設として、プール等を追加する。【第2条】
- ② プール等の使用料として、別紙1、2の金額等を追加する。【別表第1】

(3) 施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日。

プール使用料（利用料金）一覧

別紙1

※利用料金の場合は記載金額以下となる。

50mプール（円/1団体1時間）			料金	
			全面	1レーンあたり
入場料等 徴収しない	アマチュアスポーツ	児童・生徒の団体	4,800	500
		その他の団体	9,600	1,000
	アマチュアスポーツ以外		96,000	10,000
入場料等 徴収する	アマチュアスポーツ	児童・生徒の団体	9,600	1,000
		その他の団体	19,200	2,000
	アマチュアスポーツ以外		192,000	20,000

25mプール(全面)（円/1団体1時間）			料金	
			全面	1レーンあたり
入場料等 徴収しない	アマチュアスポーツ	児童・生徒の団体	2,400	300
		その他の団体	4,800	600
	アマチュアスポーツ以外		48,000	6,000
入場料等 徴収する	アマチュアスポーツ	児童・生徒の団体	4,800	600
		その他の団体	9,600	1,200
	アマチュアスポーツ以外		96,000	12,000

50mプール、25mプール(円/1回)		料金
個人	児童・生徒	250
	その他	500

多目的スタジオ（円/1団体1時間）			料金
入場料等 徴収しない	アマチュアスポーツ	児童・生徒の団体	675
		その他の団体	1,350
	アマチュアスポーツ以外		13,500
入場料等 徴収する	アマチュアスポーツ	児童・生徒の団体	1,350
		その他の団体	2,700
	アマチュアスポーツ以外		27,000

トレーニング室（円/1時間）		料金
個人	児童・生徒	125
	その他	250

屋外クライミングウォール（円/1団体1時間）			料金
入場料等 徴収しない	アマチュアスポーツ	児童・生徒の団体	175
		その他の団体	350
	アマチュアスポーツ以外		3,500
入場料等 徴収する	アマチュアスポーツ	児童・生徒の団体	350
		その他の団体	700
	アマチュアスポーツ以外		7,000

屋内クライミングウォール（円/1時間）		料金
個人	児童・生徒	75
	その他	150

その他諸室・設備	料金
会議室（円/1時間）	2,900
大会役員室（円/1時間）	1,400
応接室（円/1時間）	500
共有エリア（円/1㎡1時間）	17
音響放送設備（円/一式1日）	2,200
大型表示装置（円/一式1日）	8,800

駐車場（円/1時間）	料金	1日あたり上限額
普通自動車（乗員定員11人以上）	200	1,200
普通自動車（乗員定員10人以下）	100	600
大型特殊自動車	200	1,200
小型自動車（二輪自動車を除く）	100	600
小型特殊自動車	100	600
軽自動車（二輪自動車を除く）	100	600
二輪自動車	50	300
原動機付自転車	50	300

陸上競技場及び投てき練習場使用料（利用料金）一覧

別紙2

※利用料金の場合は記載金額以下となる。

陸上競技場(円/1時間)				料金
団体	入場料等 徴収しない	アマチュアスポーツ	児童・生徒の団体	1,950
			その他の団体	3,900
		アマチュアスポーツ以外		39,000
	入場料等 徴収する	アマチュアスポーツ	児童・生徒の団体	3,900
			その他の団体	7,800
		アマチュアスポーツ以外		78,000
個人使用	児童・生徒		90	
	その他		170	

トレーニングルーム(円/1時間)			料金
団体	児童・生徒		520
	その他		1,030
個人	児童・生徒		100
	その他		190

会議室(円/1時間)	料金	
	全面	半面
会議室1	820	—
会議室2	410	—
会議室3	410	—
会議室4	410	—
会議室5	410	—
会議室6	820	410
会議室7	820	—
会議室8	410	—
会議室9	410	—
会議室10	410	—
会議室11	410	—

投てき練習場(円/1時間)		料金
団体	児童・生徒	350
	その他	700
個人	児童・生徒	60
	その他	120

附帯設備器具	料金
シャワー(温水)(円/1回)	
個人	110
団体	550
放送設備(円/1時間)	
アマチュアスポーツ	780
アマチュアスポーツ以外	1,570
大型映像装置(円/1時間)	9,490
照明設備(円/1時間)	
陸上競技場	
全灯	15,510
1/2灯	7,760
1/3灯	5,170
1/5灯	3,110
投てき練習場	
全灯	1,190
空調設備(円/1時間)	
会議室1室につき	260

附帯設備器具	料金
競技器具	
椅子(円/1時間)	10
机(円/1時間)	10
テント(円/1時間)	40
走高跳器具(円/1組1時間)	90
棒高跳器具(円/1組1時間)	90
ハードル(円/1組1時間)	90
写真判定装置(円/1式1時間)	2,430
その他の器具(円/1組1時間)	20
競技器具一式(円/1時間) ※写真判定装置は除く	780

売店スペース (円/1日)	料金
	650

【議案第9号】 教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例

スポーツ振興課

(1) 改正の理由

令和9年度に本県で開催される第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会に向け、県が整備を進めている宮崎県プール、宮崎県山之口陸上競技場及び宮崎県山之口投てき練習場（以下「プール等」という。）について、教育関係の公の施設として定めるなど関係規定の改正を行うもの。

(2) 改正の内容

- ① 教育関係の公の施設として、プール等を追加する。【別表第1】
- ② 指定管理者に管理を行わせることができる教育関係の公の施設として、プール等を追加する。【別表第2】
- ③ 指定管理者に収受させることができるプール等の利用料金の基準として、別紙1、2の金額等を追加する。【別表第3】

(3) 施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日。ただし、附則第2項の規定は公布の日。

(4) 準備行為

指定管理に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

【附則第2項】